

○ 表示等部会報告「注意文言表示の在り方について」に対する意見

部会報告本文の該当箇所		意見	理由
1. 注意文言表示の意義について	<p>(1) たばこは合法的な物資である一方、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることは科学的に認められている。製造たばこのパッケージに表示される注意文言は、このような観点から、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供する役割を果たしている。</p> <p>(2) 平成 15 年に現在の注意文言が策定されてから 10 年以上が経過し、多くの医学的知見の蓄積や、喫煙と健康に関する社会的関心の高まりが認められる中で、我が国においても、喫煙を巡る国際的な規制環境の動向も踏まえつつ、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点から、注意文言の内容や表示方法を改善していく必要がある。特に、法律で禁じられている未成年者による喫煙の防止や、自らの選択によらない非喫煙者の受動喫煙防止については、適切な情報提供という観点からも、社会規範としての理解を浸透させるための取組みを強化していく必要がある。</p> <p>(3) 他方、平成 24 年 6 月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、平成 34 (2022) 年度までに、「禁煙希望者が禁煙することにより成人喫煙率を 12% とすること」を目標として掲げているが、本目標は、製造たばこの注意文言表示のみならず、禁煙治療の推進や未成年者に対する教育や啓発活動などを総合的に進めることで実現すべきものと考えられる。</p> <p>(4) また、たばこが合法的な物資として製造、販売が認められており、財政物資としても位置付けられていることを踏まえれば、たばこの流通、販売形態に与える影響にも配慮する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちは、注意文言表示について、「個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供する」という観点は極めて重要であると考えており、今般、当該観点に基づき、注意文言の在り方の検討がなされることに賛同いたします。 ・ 一方で、具体的な注意文言については、科学的事実に基づく客観的な内容が、適正に認識されるような表現とすべきです。また、表示方法については、読みやすさを担保しつつも、パッケージデザインや商品としての識別性を損なわない方法で定められるべきであると考えています。 ・ 加えて、今般の検討にあたっては、報告書中でも述べられているとおり、たばこが合法の嗜好品であるという社会的位置付けに加え、たばこの流通、販売形態に与える影響にも配慮しつつ、中立公正にご検討をいただきたいと考えております。 	—

部会報告本文の該当箇所		意見	理由
2. 現行の注意文言表示における課題について ①注意文言の内容	(ア) 現行の注意文言で採用している8種類の文言以外にも、医学的知見の蓄積により多くの疾病等について喫煙との因果関係が明らかとなっているが、これらの情報が十分に反映されていない。 【見直しの方向性】 注意文言で取り上げる健康影響の種類については、喫煙の健康リスクを消費者がこれまで以上に正確に判断することが可能となるよう、最新の医学的知見に即して追加・改定を行う。	・ 注意文言について、最新の医学的知見に即して追加・改定を行うことに異論はありません。ただし、左記課題認識における「喫煙との因果関係が明らかとなっている」との表現については、「喫煙との関連性が指摘されている」が適切であると考えます。	・ 私たちは、喫煙は特定の疾病のリスクファクターであると考えておりますが、喫煙とそれら疾病との関連を具体的に解明するため、今後の更なる研究が必要と考えています。
	(イ) 消費者への正確な情報提供という注意文言表示の目的を重視した結果、注意文言の文字数が多くなり、かえって読みにくいものとなっている。 【見直しの方向性】 注意文言の内容を簡潔なものとし、文字数を削減して読みやすい表現とする。現行の注意文言で表示する厚生労働省のホーム・ページアドレスは、表示しないこととする。	・ 見直しの方向性について、基本的に異論ありません。 ・ ただし、具体的な注意文言については、科学的事実に基づく客観的な内容が、適正に認識されるような表現とすべきです（詳細は、「注意文言試案に対する意見」をご参照ください）。	—
	(ウ) ニコチン・タール量の表示と併せ、ニコチン・タール量と健康影響との関係について消費者の誤解を生じないよう注意を促す文言を表示する。 【見直しの方向性】 ニコチン・タール量の表示と併せ、ニコチン・タール量と健康影響との関係について消費者の誤解を生じないよう注意を促す文言を表示する。	・ 見直しの方向性について、基本的に異論ありません。 ・ 具体的な表示位置及び方法について、業界自主規準（包装表示マニュアル）への委任を提案いたします。	・ 商品形状が多岐に亘るため、業界による取りまとめの実施が合理的と考えます。
2. 現行の注意文言表示における課題について ②表示の方法	(エ) 未成年者の喫煙防止は法律上当然に要請される事項であるが、現行は8種類の注意文言の一つとしてローテーションで表示されており、消費者が表示に接する機会が少ない。 【見直しの方向性】 未成年者の喫煙防止に関する注意文言は、パッケージの表裏2ヶ所の注意文言とは別に、すべての商品のパッケージに表示する。	・ 未成年者喫煙防止については、第一に、未成年者のたばこ購入の防止という観点にたち、店頭での注意喚起について注力、強化することが効果的であると考えます。これにより、未成年者のたばこ購入をそもそも前提として、たばこパッケージの注意文言を恒久表示とするよりも、実効性が高まるものと考えます（注意表示は現行の在り方を継続）。	・ 本注意文言表示方法は、購入した未成年者に読ませるためのものと考えられます。 ・ 未成年者喫煙防止に係る社会的要請の観点から、現行のローテーション表示されている注意文言内容を否定するものではありませんが、未成年者喫煙防止を目的として（喫煙者に向けた注意文言を表示すべき主要な面に）恒久表示を行うことは、未成年者のたばこ購入を所与としているのではないかと、との疑義があります。 ・ たばこを購入した未成年者に対し、購入を所与と認めた上で、注意表示の恒久化により未成年者が当該注意文言に接する機会を増やす（事後的に喫煙を思いとどまらせる確率を向上させる）、というかたちをとるよりも、同趣旨の注意文言が、いかなる売場でも表示されている状態を担保し、購入の事前に考えを改めることを促す方が、未成年者喫煙禁止法を受けた規制としての在り方に適うと考えます。 ・ 今般、未成年者喫煙防止を徹底する観点から、広告指針の在り方も議論されると承知していますが、当該議論の過程で検討されることが望ましいと考えます。
	(オ) 喫煙者本人への健康影響以上に、受動喫煙防止対策など、自らの選択によらない家族や周囲の者への健康影響の防止に対する社会的要請が高まっている一方で、現行の注意文言はこれらの課題も取り上げているものの、事実上パッケージの裏面に表示されている結果として、認知度が上がっていない。 【見直しの方向性】 自らの選択によらない受動喫煙による非喫煙者や子供、胎児への健康影響についての理解を深めるため、対応する注意文言をパッケージの表面に表示し、喫煙者本人への健康影響に関する注意文言は裏面に表示する。	・ 見直しの方向性について、異論ありません。	—

部会報告本文の該当箇所		意見	理由																																																
②表示の方法 (続き)	<p>(カ) 注意文言の文字数が表示面積に比べて多くなっているため、文字の大きさが小さく読みにくい。また、パッケージ自体が小型の商品については、主要面の面積が小さいため、さらに文字の大きさが小さくなる。</p> <p>【見直しの方向性】 簡潔な表現とすることにより文字数を削減する一方、未成年者の喫煙防止に関する注意文言を追加することを踏まえ、読みやすい文字の大きさとなるよう、適切な表示面積を設定する。文字の大きさ又は表示面積の下限を設定することにより、主要面の面積の大小に関わらず必要な表示面積を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(イ)及び本項において示されている「注意文言の文字数の削減」を実施した上で、(キ)に示されている「注意文言表示の背景色及び文字色の限定」を図ることにより、注意文言表示の認知度及び読みやすさは双方とも向上すると考えられます。 ・ 仮に、注意文言の認知度及び読みやすさについて、上記文字数削減、並びに背景色及び文字色の統一以上の措置（注意表示面積の拡大等）を検討する場合には、客観的な調査により、当該措置の必要性（上記を超える措置がなぜ必要なのか）及び合理性（当該措置によってもたらされる認知度合いや読みやすさは正しいレベルなのか（過剰ではないか））に関する適正なエビデンスを揃えた上で、これに基づく検討がなされるべきです。 ・ なお、枠線の明確化については、その手法によっては表示面積の拡大に繋がりが得ることから、留意が必要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に対する今回及び過去のアンケートの結果（下記参照）を見ても、一貫して注意表示面積の拡大、文字の拡大が必要ではない、という意見が70～80%を占めています（今回調査及び過去調査すべて）。 ・ 注意表示面積の拡大は、事業者にとってはデザイン領域を、消費者にとっては愛用する商品の情緒的価値を物理的（強制的）に減じるという意味で、文字数削減並びに背景色及び文字色の限定という規制段階よりも厳しい規制であると考えます。 ・ 従って、注意文言の文字数を削減し、並びに注意文言表示の背景色及び文字色についての工夫を図ることにより、認知度及び読みやすさは双方とも向上することが明らかなる場合には、より制限的でない手段で所期の目的が達せられることから、規制の在り方として合理的かつ適切であると考えます。 ・ また、本報告（1.注意文言表示の意義について）にも示されているとおり、注意文言表示の目的は、消費抑制（削減）ではなく、「喫煙と健康に関する適切な情報の提供」であることから、消費者心理とも一定の調和を図りつつ実施されることが必要と考えます。 ・ この点、認知度の向上や、読みやすさの確保のために一定の方策は必要と考えますが、安易に面積拡大及び文字拡大を双方とも一挙に実施した場合には、消費者の反発を招き逆効果ではないかとも考えます。 ・ 以上のような観点からも、注意文言の表示面積の拡大については、客観的な調査による必要性及び合理性に関する検証が必須と考えます。 <p>【参考：今回及び前回のアンケート結果（抄）】 今回：平成28年度「製造たばこの容器包装に表示する注意文言の認知状況等に関する調査結果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意文言の表示面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>表示面積は適当</th> <th>小さくてもよい</th> <th>大きくすべき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.5</td> <td>65.2%</td> <td>14.5%</td> <td>18.6%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意文言の文字の大きさ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>文字の大きさは適当</th> <th>小さくてもよい</th> <th>大きくすべき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28.5</td> <td>65.1%</td> <td>15.9%</td> <td>17.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去：平成21年度「新しい注意文言に関するアンケート調査結果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意文言の表示面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>表示面積は適当</th> <th>小さくてもよい</th> <th>大きくすべき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19.1</td> <td>55.1%</td> <td>20.1%</td> <td>21.1%</td> </tr> <tr> <td>H20.2</td> <td>61.8%</td> <td>17.5%</td> <td>18.4%</td> </tr> <tr> <td>H20.12</td> <td>62.3%</td> <td>13.8%</td> <td>21.8%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意文言の文字の大きさ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>文字の大きさは適当</th> <th>小さくてもよい</th> <th>大きくすべき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19.1</td> <td>56.0%</td> <td>17.9%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>H20.2</td> <td>62.6%</td> <td>15.3%</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>H20.12</td> <td>62.6%</td> <td>12.3%</td> <td>23.6%</td> </tr> </tbody> </table>		表示面積は適当	小さくてもよい	大きくすべき	H28.5	65.2%	14.5%	18.6%		文字の大きさは適当	小さくてもよい	大きくすべき	H28.5	65.1%	15.9%	17.5%		表示面積は適当	小さくてもよい	大きくすべき	H19.1	55.1%	20.1%	21.1%	H20.2	61.8%	17.5%	18.4%	H20.12	62.3%	13.8%	21.8%		文字の大きさは適当	小さくてもよい	大きくすべき	H19.1	56.0%	17.9%	23.2%	H20.2	62.6%	15.3%	20.4%	H20.12	62.6%	12.3%	23.6%
				表示面積は適当	小さくてもよい	大きくすべき																																													
H28.5	65.2%	14.5%	18.6%																																																
	文字の大きさは適当	小さくてもよい	大きくすべき																																																
H28.5	65.1%	15.9%	17.5%																																																
	表示面積は適当	小さくてもよい	大きくすべき																																																
H19.1	55.1%	20.1%	21.1%																																																
H20.2	61.8%	17.5%	18.4%																																																
H20.12	62.3%	13.8%	21.8%																																																
	文字の大きさは適当	小さくてもよい	大きくすべき																																																
H19.1	56.0%	17.9%	23.2%																																																
H20.2	62.6%	15.3%	20.4%																																																
H20.12	62.6%	12.3%	23.6%																																																
	<p>(キ) 注意文言の背景色がパッケージ全体の色に溶け込んでいるため、注意文言が読みにくい商品が散見される。</p> <p>【見直しの方向性】 文字と背景の色を限定する、枠線を明確にする等の方法により、注意文言が明確に認識できるようにする。</p>																																																		

部会報告本文の該当箇所		意見	理由
②表示の方法 (続き)	<p>(ク) mild、light 等の形容的表現を用いる場合、「本パッケージに記載されている製品名の「●●」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小さいことを意味するものではありません。」との文言(ディスクレマー)の表示が義務付けられているが、側面に表示されているため、文字の大きさが小さく表示の有無を認識することが困難である。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>商品名に mild、light 等の形容的表現を用いる場合は、健康影響に関する注意文言と同様に、主要面にディスクレマーを表示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディスクレマーについては、「表示の有無を認識することが困難であること」が本質的な課題であると考えます。この点については、注意文言と同様に文字数を削減し文字を大きくすることや、背景色及び文字色を限定すること、あるいはこれらの組み合わせにより解決が図られるものと考えます。 ・ 注意文言試案において、実際に文字数を減じた文言試案が報告されていることから、当該文言を前提としつつ、具体的な表示位置及び方法については、上記課題も踏まえた上で、業界自主規準(包装表示マニュアル)への委任を提案いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品形状が多岐に亘るため、主要面への表示、側面への表示について選択肢を与えつつも、表示方法について一定の規準を設け、それぞれの場合について左記課題の解決策として実効性を担保できるよう業界によって取りまとめを実施することが合理的と考えます。
4. 画像を用いた表示	<p>(1) 現行の注意文言表示が抱える諸課題は、上述の見直しにより大幅に改善されることとなると考えられる。</p> <p>(2) 海外では、注意文言表示の面積が小さく認知度が低いこと等の課題解消を目的として、画像を用いた注意文言表示を導入している国(カナダ、オーストラリア等)もある。画像を用いた注意文言表示は、一定の視覚的効果が期待できる一方で、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点からは、提供する情報が消費者に正確に受け止められるようにするとともに、過度に不快感を与えないようにすることが必要と考えられる。</p> <p>(3) 我が国において画像を用いた注意文言表示とするか否かは、画像を導入した諸外国における導入効果等について十分に検証した上で、今後、検討されるべき課題と考えられる。</p> <p>(4) なお、我が国においては、製造たばこが自動販売機や製造たばこ以外の商品を扱う店舗でも販売されており、製造たばこのパッケージは喫煙者以外の目にも触れることとなるため、画像を用いた注意文言表示の導入については、流通や販売方法と一体的に検討しなければならないことに留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像付き警告表示については、諸外国において大宗が消費削減目的で導入されていることや、パッケージデザインを著しく毀損するとともに、消費者に心理的負担を強いる可能性があることから、過度な措置であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像付き警告表示の問題点については、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 諸外国において大宗が消費削減目的で導入されていることに鑑みれば、消費者に対する喫煙と健康に関する適切な情報提供を行うという、我が国の注意文言の本旨とそもそも整合的ではありません。 ➢ パッケージデザインを著しく毀損することから、表現の自由や財産権に係る問題をも孕むものです。 ➢ 消費者に心理的負担を強いる可能性があり、我が国注意表示の在り方※に照らし、目的に対する手段としての合理性を欠くものです(前回の注意文言見直しの際のパブリックコメントにおいても「写真や直接的な表現を使った威嚇的な表示は、かえって喫煙者の反発を招き、適切でない」と整理されています)。 <p>※ 喫煙と健康に関する適切な情報を提供することにより、当該情報に基づき喫煙を選択するか否かを個人が合理的に判断できること</p>
5. 紙巻たばこ以外の製造たばこ	<p>(1) 現行制度上、紙巻たばこ以外の製造たばことして、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ、かぎたばこ、製造たばこ代用品が販売されており、近年では、いわゆる「加熱式たばこ」といわれる新たな商品も販売されるようになっている。</p> <p>(2) これらの製造たばこについては、紙巻たばこは利用形態が異なることから、健康に与える影響も異なっており、それぞれの特徴に応じた適切な注意文言を表示することが求められる。今後、紙巻たばこの注意文言の検討結果も踏まえて、見直しが必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の見直しの必要性について、異論ありません。 	—

○ 注意文言試案に対する意見案

1. 総論：「喫煙と特定の疾病の関連性に関する表現」への意見

	注意文言試案	意見	理由
<p>「喫煙と特定の疾病の関連性」に関する表現</p>	<p>当該表現を含む注意文言試案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦への影響：「～原因となります」 ・ 喫煙者本人に対する健康影響（総論）：「～原因となり」 ・ 肺がん：「～危険性を高め」 ・ がん：「～原因となります」 ・ 心筋梗塞：「危険性を高めます」 ・ 脳卒中：「～危険性を高めます」 ・ COPD：「～危険性を高めます」 ・ 歯：「～危険性を高めます」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙と特定の疾病の関連性に関する表現については、喫煙をすると必然的に特定の疾病になるとの誤解を避けるため、「原因となる」は用いず「原因の一つ」を用いることが適切と考えます。 ・ また、リスクの程度を端的に示すため、疫学における相対危険度に応じて、次のとおりの表現とすることが適切であると考えます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相対危険度が（比較的）高い場合：原因の一つとなります (2) 相対危険度が（比較的）低い場合：危険性を高めます (3) 上記を概括する場合：要因となります 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記意見に記載した内容は、過去のたばこ事業等分科会での議論における意見も踏まえ、現在に至るまで共通認識となっていると考えます。 ・ 本認識の整理を行った財政制度等審議会から13年が経過していますが、その間に「原因」という言葉に対する国民的理解（受け止め方）に変化はありません。 ・ 「原因」の意味は、「ある物事を引き起こすもと」であり、物事が起こる「可能性」というニュアンスは含まれません。 <p>【参考：平成15年7月1日 財政制度等審議会 たばこ事業等分科会（第5回）議事録（抄）】</p> <p>〔井川理財局たばこ塩事業室長〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、諸外国の例では、この喫煙と肺がんの関係につきましては、「Causes」という言葉が使われており、これを訳しますと「原因となる」となります。しかしながら、我が国で「原因となる」としますと、喫煙すると必ず、必然的に肺がんになると誤解されるおそれがあることから、諸外国における「Causes」の意味に対応するという趣旨で、疫学上の成果を適切かつ分かりやすく表現するために「原因の一つ」としたものであります。 <p>〔井川理財局たばこ塩事業室長〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、肺がんの相対危険度2.34や4.45に比べますと、相対危険度が1.7と低いという疫学上の成果を踏まえ、心筋梗塞、脳卒中につきましては、主文では「危険性を高める」という表現としております。

2. 各論：各注意文言試案への意見（1）

注意文言試案		意見	理由
未成年者の喫煙	未成年者の喫煙は、法律で禁じられています。絶対にダメです。	・ 試案について、異論ありません。	—
受動喫煙	<p>総論</p> <p>たばこの煙は、まわりの人の健康に悪影響を及ぼします。周囲に影響のない場所で吸いましょう。</p>	・ 試案について、異論ありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸わないの方々にとっては迷惑なものとなる場合があります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせる場合があります。「健康への悪影響」との表現は、こうしたことを踏まえ、より一層の配慮を示すよう注意喚起されているものと理解しています。 ・ 一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと考えています。 ・ また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。
	<p>小児への影響</p> <p>たばこの煙は、子供の将来にわたる健康に悪影響を及ぼします。たばこの誤飲にも注意しましょう。</p>	・ 当該注意表示は削除すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子供の将来にわたる健康に悪影響を及ぼす」点については、明確な科学的根拠がないものと認識しています。 ・ 子供への環境中たばこ煙曝露の健康影響については、乳幼児期における呼吸器症状などに関する疫学研究の報告があります。ただし、呼吸器症状が将来にわたるものなのかどうか追跡した研究はなく、その影響が将来にわたるものであるかどうかは明らかにされていません。また、乳幼児期以降の子供(5歳以上)について、呼吸器症状などに関する疫学研究の報告の多くでは喫煙との関連性が示されていません。 ・ こうした点に鑑み、当該表現はメッセージ性が強すぎ、我が国の注意表示の趣旨である科学的事実を踏まえた喫煙と健康に関する適切な情報の提供という域を超えています。 ・ 「誤飲」について、注意を促すことの必要性は認識しています。ただし、「たばこ事業法」に基づく注意文言は、能動喫煙及び環境中たばこ煙と健康に関する情報提供を行うべきものであることから、吸い殻の管理という喫煙そのもの以外の行動をとり上げることは次元が異なるものと思料します。
	<p>妊婦への影響</p> <p>妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産のほか乳幼児突然死症候群の原因となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「乳幼児突然死症候群」は削除すべきと考えます。 ・ その上で、「原因となります」を「原因の一つとなります」に修正するのが適切と考えます。 <p>【文言修正案】</p> <p>「妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」(文字数：39文字→30文字)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児突然死症候群と妊婦喫煙の関連性は、大半の疫学研究結果において示されており、喫煙の関与は否定できないものの、一方で、発症の機序については、明らかになっていません。 ・ また、乳幼児突然死症候群は、喫煙以外にも多くの要因が示されているほか、そもそも「症候群」とは、成因や病理学的所見からではなく、複数の症状の組み合わせによって診断される診断名であることから、発育障害（低体重児出産など）や早産といったある程度原因が特定されている「疾病」とは区別すべきであり、同列に表示することは適切ではないと思料します。 ・ 厚労省のホームページ※1においても「乳幼児突然死症候群の原因はまだわかっていませんが、男児、早産児、低出生体重児、冬季、早朝から午前中に多いことや、うつせ寝や両親の喫煙、人工栄養児で多い」、「これらはいずれも乳幼児突然死症候群の直接の原因ではありませんので、必要以上に不安に思う必要は有りません。」との記載があるとおり、原因は不明であり、喫煙の関与も明らかではない※2と認識しています。また、注意表示として記載すれば「必要以上に不安に思う必要」との認識を与える恐れがあります。 ・ 以上より、乳幼児突然死症候群については、喫煙のみを原因として断定的に記載することは適切ではないと考えます。 <p>※1 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html</p> <p>※2 肺がんなどの疾病における科学的知見と比較すると、乳幼児突然死症候群に関する科学的知見(特に機序に関するもの)は明らかに少なく、肺がんなどと同列に扱うことはできないものと認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原因」の表現については、上記「総論：喫煙と特定の疾病の関連性に関する表現への意見」（以下“総論”）を参照。

2. 各論：各注意文言試案への意見（2）

注意文言試案		意見	理由
喫煙者本人に対する健康影響	総論 喫煙は、数多くの疾病の原因となり、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。	<ul style="list-style-type: none"> 「あなたの健康寿命を短くするおそれがあります」を削除すべきと考えます。 加えて、「原因」の表現については、以下2点を提案いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 「原因」という表現を用いる場合は、「原因となります」を「原因の一つとなります」に修正すべきです。 【文言修正案】 <ul style="list-style-type: none"> 「喫煙は、数多くの疾病の原因の一つとなります。」 (文字数：39文字→22文字) 「原因」を「要因」に修正すべきです。 【文言修正案】 <ul style="list-style-type: none"> 「喫煙は、数多くの疾病の要因となります。」(文字数：39文字→19文字) 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙と健康寿命が短くなることの間には、直接の関連性がないこと（疾病に罹患したとしても、回復し、日常生活に制限がなくなることもある）、及び「健康寿命を短くするおそれがある」との表現は、喫煙と健康寿命の短期化について直接的なエビデンスがなく、印象に訴えるものであることから、注意文言として不適當です。 ① 「原因」の表現については総論を参照。 ② 疫学上の相対危険度の観点から、関連性の強弱について「危険性を高める」との表現とすべき（あるいはこれまで表現していた）関連疾病もあると認識しています。「数多くの疾病」と記載する場合に、すべて「原因の一つとなる」として概括すると、喫煙と個別関連疾病の関連性の強弱（リスク認識）について、国民の誤解を招く虞があることから、「要因となる」との表現が妥当と考えます。
肺がん	喫煙は、あなたが肺がんになる危険性を高め、術後の回復にも悪影響を及ぼします。	<ul style="list-style-type: none"> 「術後の回復にも悪影響を及ぼします」を削除すべきと考えます。 【文言修正案】 <ul style="list-style-type: none"> 「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。」 (現行文言前段と同／文字数：38文字→26文字) 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの注意文言である「肺がんの原因の一つとなる」と関連性の強弱（リスク認識）が整合的ではありません（総論参照）。 「術後の回復にも悪影響を及ぼします」について、科学的な根拠が不明であると考えられることに加え、喫煙はそもそも予後にも影響があるという意味か、手術後に喫煙を再開すると回復が遅れるといった影響があるという意味か曖昧であり、読む者のリスク認識に食い違いが生じ得ると考えます。
がん	喫煙は、肺がん以外にも、食道がんなど多くの種類のがんの原因となります。	<ul style="list-style-type: none"> 「肺がん以外にも、」を削除すべきと考えます。 加えて、「原因」の表現については、以下2点を提案いたします。 <ol style="list-style-type: none"> 「原因」という表現を用いる場合は、「原因となります」を「原因の一つとなります」に修正すべきです。 【文言修正案】 <ul style="list-style-type: none"> 「喫煙は、食道がんなど多くの種類のがんの原因のひとつとなります。」 (文字数：35文字→31文字) 「原因」を「要因」に修正すべきです。 【文言修正案】 <ul style="list-style-type: none"> 「喫煙は、食道がんなど多くの種類のがんの要因となります。」 (文字数：35文字→27文字) 	<ul style="list-style-type: none"> 肺がんのリスクファクターであることは、別の注意文言にて注意喚起が完了していると考えます。 ① 「原因」の表現については総論を参照。 ② 疫学上の相対危険度の観点から「危険性を高める」との表現とすべき種類のがんもあると認識しています（総論参照）。「多くのがん」と記載する場合に、すべて「原因の一つとなる」として概括することは、喫煙と個々のがんの関連性の強弱（リスク認識）について、国民の誤解を招く虞があることから、「要因となる」との表現が妥当と考えます。

2.各論：各注意文言試案への意見（3）

注意文言試案			意見	理由
喫煙者本人に対する健康影響 (続き)	心筋梗塞	喫煙は、あなたが心筋梗塞になる危険性を高めます。	・ 試案について、異論ありません。	—
	脳卒中	喫煙は、あなたが脳卒中になる危険性を高めます。	・ 試案について、異論ありません。	—
	COPD	喫煙は、あなたが肺気腫などCOPD（慢性閉塞性肺疾患）になり、呼吸困難になる危険性を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「呼吸困難になる危険性を高めます」を削除すべきと考えます。 【文言修正案】 「喫煙は、あなたが肺気腫などCOPD（慢性閉塞性肺疾患）になる危険性を高めます。」（文字数：47文字→39文字） 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙と呼吸困難になることの間には、直接の関連性がないと考えます。 「呼吸困難」に関し、他の個別疾病については、当該疾病の結果まで言及していないところ、本項目のみ言及する必要性が明らかではありません。
	歯	喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> 当該注意表示は削除すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 疫学調査研究においては、一貫して喫煙と歯周病の関連性が示されており、米国公衆衛生総監報告（SGR）でも関連性があると結論付けられていますが、歯周病の原因はプラーク（歯垢中の細菌）であり、喫煙は直接的な原因ではありません。 また、「遺伝性の病気、血液の病気（白血病など）、皮膚の病気、降圧剤を含めた特定の薬によって歯肉を含めた歯の周囲組織に症状が出ることもある」といわれており（日本歯周病学会）、喫煙以外にも多くの要因が示されています。 更に、例えば、歯科疾患実態調査（H23）によると、年齢階級毎の歯周病罹患率*は以下のとおりとなっており、喫煙していない未成年においてもおよそ半数が歯周病に罹患しているとの報告もあります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 10～14歳：42.8% ➢ 15～19歳：67.3% ※ 歯肉の所見のある者の割合 以上より、喫煙と歯周病との関連性については、さらなる研究が必要な分野であり、たばこの注意文言によって歯周病の注意を促すことは、時期尚早であると考えます。
依存	禁煙により、今からでもあなたの健康に及ぼす悪影響を軽減することが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 現行文言に修正すべきと考えます。 【文言修正案】 「人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。」（現行文言と同／文字数：37文字→33文字） 	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙をすると健康リスクが（喫煙しない者のレベルにまで）低下すると言っているまでであり、ニコチンの依存性に関する説明になっていません。 	

○ 表示等部会報告「広告指針の在り方について」に対する意見

部会報告本文の該当箇所	意見
総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ広告については、これまで、①未成年者の喫煙防止への配慮、②製造たばこの消費と健康との関係への配慮、及び③広告が過度にわたらないよう努めること、という現在のたばこ広告規制に係る基本的考え方に基づき、業界において自主規準を制定し、業界の主体的な取り組みとしてその運用を行ってきたところであり、今後もこのような体制は持続可能であると考えています。 ・ 今般の報告において、「財務大臣が指針を定め、より詳細な運用に関し業界団体が自主規準を定め、運用が図られており、現状においてこのような体制自体を見直す必要が生じているとまではいえない」（4. 自主基準の在り方について）との考えが示されたことに賛同いたします。 ・ 一方で、同時に「（自主規準の）運用面で課題が認められることから、まずは業界自体がその改善に取り組むべきと考えられる。各関係業界においては、たばこ事業法で規定される配慮事項及び今回の見直しの方向性を踏まえ、自ら自主的に取り組むべき事項について業界内で十分に議論を深めることが期待される。」（同）との方向性が示されたことを真摯に受け止め、今後の業界（TIOJ）を中心とした適切なセルフガバナンスの構築に関する議論に協力してまいり所存です。 ・ なお、こうした業界での議論を経た上で、財務大臣が定める広告指針の具体的な改正内容について検討が行われる際には、たばこが合法の嗜好品であることを踏まえ、規制目的に対する手段のバランスを図るとともに、規制と規制による影響（社会におけるたばこの認識や、たばこ産業に携わる事業者の経済活動への影響等）のバランスを考慮しつつ、適切な規制となるようご検討いただきたいと思いますと考えております。